



2022年3月15日

日本赤十字社茨城県支部との遺贈寄付受付に係る協定書の締結について

筑波銀行（頭取 生田 雅彦、本店：茨城県土浦市）は、日本赤十字社茨城県支部（以下、日赤茨城県支部）と遺贈寄付受付に係る遺言信託業務に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

本協定は、日赤茨城県支部が遺贈寄付の希望者に対し、手続きの相談先として当行を紹介し、当行は当該希望者に対し、遺贈に関する情報の提供や遺言信託のご紹介を行うものです。また協定では、当行が遺贈寄付を希望するが寄付先が決まっていない方へ、日赤茨城県支部を紹介することも盛り込まれています。

当行は、今後とも近年の高齢化の進展を背景としたお客さまの様々なニーズに対応すべく、金融ジェロントロジー*の知見を活用し、商品・サービスのより一層の充実に努めてまいります。

*金融ジェロントロジー（金融老年学）…高齢化に伴う個人と社会における様々な課題に関する学問

記

1. 締結日

2022年3月15日（火）

2. 概要

日赤茨城県支部への遺贈寄付を希望されるお客さまに対し、当行は提携信託会社である山田エスクロー信託をご紹介します。遺言信託にてお客さまの遺贈や資産承継のお手続きを無料でサポートさせていただきます。

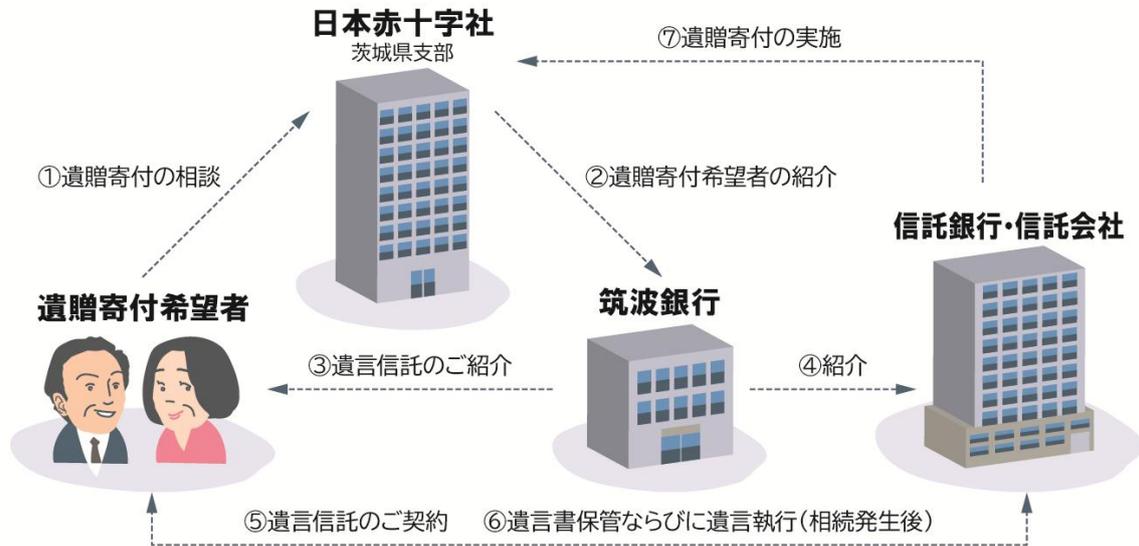
※日赤茨城県支部との協定イメージ「別紙」

※遺言信託のご契約には、提携信託会社が定める手数料をお支払いいただきます。

以 上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111

日赤茨城県支部との協定イメージ



番号	内容
①	日赤茨城県支部は、遺贈寄付希望者の相談を受けます。
②	日赤茨城県支部は、遺贈寄付希望者を当行へ紹介します。
③	当行は、遺贈寄付希望者に対し、遺贈に関する情報提供や遺言信託のご紹介を行います。
④	当行は、遺贈寄付希望者を提携信託会社へ紹介します。
⑤	遺贈希望者は、提携信託会社と遺言信託契約を締結し、日赤茨城県支部へ遺贈寄付を行う旨を記した内容で遺言を作成します。
⑥	遺贈寄付希望者に相続が発生した場合、提携信託会社は遺言執行者となり、ご相続人に代わって財産分与手続きを行います。
⑦	遺言内容のとおり、遺贈寄付希望者より日赤茨城県支部への寄贈寄付が行われます。